諮問番号：令和４年度諮問第　５号

答申番号：令和４年度答申第１９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年１２月１７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求人は、１８歳から身体障害者手帳２級の交付を受けている。また、様々な業務を通じて働き、厚生年金の加入期間は２５年以上である。

審査請求人の生活扶助額は、障害者加算２６，８１０円を含めて１４０，３８０円（住宅扶助３３，７００円を含む）が計上されている。

だが現実には、障害年金等の収入充当額９３，０９６円が差し引かれ、４７，２８４円（住宅扶助３３，７００円を含む）が支給額となり、生活扶助費にあっては、１３，５８４円しかなく、障害者加算額はどこに消えたのかが問題である。

本来ならば、障害者加算は、様々な事情に影響を受けず、加算額全額が審査請求人へ引き渡されて良い金額である。

（２）「障害者加算」は、「障がい者扶助」として扱うべきであるから、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分についてみると、処分庁は、令和３年１月分の保護費について、令和２年１２月に算定した期末一時扶助費を削除する変更を行ったことが認められる。

これに対し、審査請求人は、障害者加算は障害者扶助として扱うべきであること、障害者加算は様々な事情に影響を受けず、加算額全体が審査請求人へ引き渡されて良い金額であること等を主張している。

しかしながら、法第１条、第４条第１項、第５条及び第８条並びに生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁判決昭和４２年５月２４日最高裁判所民事判例集第２１巻５号１０４３頁）。

本件処分は、保護基準に基づき、期末一時扶助費を削除した上で、審査請求人の基準生活費７７，２４０円、地区別冬季加算２，６３０円、障害者加算額２６，８１０円及び住宅扶助費３３，７００円の合計１４０，３８０円を算定し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）アのとおり、審査請求人が受給する障害厚生年金８８，０６６円及び障害年金生活者支援給付金５，０３０円を収入として認定し、差し引いた額４７，２８４円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（２）以上のとおり、本件処分は、法令及び法令に基づく保護基準に則ってなされた処分にすぎず、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年６月１７日　諮問書の受領

令和４年６月２１日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月５日

　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：７月５日

令和４年７月１４日　第１回審議

令和４年８月１０日　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、同条第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（４）法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。

（５）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（６）生活保護の基準額について、保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費の額を定めており、１２月の基準生活費の額には、期末一時扶助費を加えることとされている。

処分庁所管区域内の令和２年１２月における審査請求人世帯（単身世帯）の期末一時扶助費の額は１４，１６０円である。

処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は７７，２４０円、地区別冬季加算額は２，６３０円である。

（７）保護基準の別表第１の第２章の２（２）は、「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「ア　身体障害者福祉法施行規則（中略）の１級若しくは２級（中略）のいずれかに該当する障害のある者（後略）」と定めている。

処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人の障害者加算額は２６，８１０円である。

（８）保護基準の別表第３の２は、「家賃、間代、地代等については、当該費用（中略）は、都道府県又は（中略）指定都市（中略）若しくは（中略）中核市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

（９）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（１０）局長通知第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年１月３０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和２年６月１日付けの審査請求人宛ての「年金振込通知書」には、令和２年６月から同年１２月までの偶数月に支給される各期支払額のうち、「年金支払額」と「控除後支払額」の欄のいずれにも、１７６，１３２円と記載されている。

また、令和２年６月１日付けの審査請求人宛ての「年金生活者支援給付金　支援金額改定通知書」には、令和２年４月分からの「支給金額（月額）」の欄に５，０３０円と記載されている。

（３）令和２年１２月１７日付けで、処分庁は、同年１２月分の保護費に認定した期末一時扶助費（１４，１６０円）を令和３年１月分の保護費には計上しないことにより、保護費が変更となる内容の本件処分を行った。

なお、本件処分の保護決定通知書には、審査請求人の生活扶助費（基準額）は７７，２４０円、障害者加算額は２６，８１０円、冬季加算額は２，６３０円、住宅扶助費は３３，７００円、合計額は１４０，３８０円、収入充当額は９３，０９６円、扶助費の合計額は４７，２８４円と記載されている。

（４）令和３年１月６日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件処分は、処分庁が令和２年１２月分の保護費に認定した期末一時扶助費を令和３年１月分の保護費には認定しないことから、令和２年１２月に支給した期末一時扶助費分の支給額を減額する変更を行うものである。

期末一時扶助費は、前記１（６）のとおり、１２月分の生活扶助額（基準額）に加えて認定されるものであるから、処分庁が令和３年１月分の保護費に期末一時扶助費を認定しなかったのは、前記１（５）のとおり、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項の規定により、厚生労働大臣が定めた保護基準に則ってなされたものであり、処分庁の手続に不合理な点は認められない。

（２）審査請求人は、障害者加算は、障がい者扶助として扱うべきであること、障害者加算は様々な事情に影響を受けず、加算額全体が審査請求人へ引き渡されて良い金額である旨主張する。

前記１（１）、（３）及び（５）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、前記１（９）、（１０）の次官通知及び局長通知には、年金その他の公の給付の収入についての取扱いが示されており、年金及び年金生活者支援給付金は、実際の収入額を各月に分割した上で、収入として認定することとされている。

そうすると、本件処分は、保護基準に基づき、審査請求人の基準生活費７７，２４０円、地区別冬季加算２，６３０円、障害者加算額２６，８１０円及び住宅扶助費３３，７００円の合計１４０，３８０円を算定した上で、そこから審査請求人が令和３年１月に受給する障害厚生年金８８，０６６円及び障害年金生活者支援給付金５，０３０円を収入として認定して、これらを差し引いた額４７，２８４円を支給するものであるから、障害者加算（２６，８１０円）は、減額されることなく全額算定されており、令和３年１月分の保護費の算定に違算はなく、処分庁の判断及び手続に誤りは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

（３）以上のとおり、本件処分は、法令等の定めに従って行われたものであるので、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲